

服部社会保険労務士事務所
 労働保険事務組合服部労務管理センター
 服部行政書士事務所
 米子市相生5-5-5
 hattori@sea.chukai.ne.jp
 0856-33-8064 FAX0856-33-8075
 http://www.chukai.ne.jp/hattori/

服部事務所だより
 平成20年12月号



最近の相談事例

社会保険関係

厚生労働省から通知がきたが、年金記録が間違っているような気がする。確かめてほしい。
 年金が満額もらえるようにしたい。給料をいくらすればいいか。
 産休 育休の手続きをしてほしい。
 傷病手当金 高額療養費の手続きをして欲しい。

労務管理関係

退職金のごとで元従業員ともめている。どうしたらいいか。
 今の働かせ方でいいか。業界のセミナーで話をしてほしい。
 就業規則がこれでいいか、見直してほしい。
 従業員の有給休暇が何日あるかはつきりしない。どうしたらいいか。
 給料計算

給料計算が大変。してもらえないか。

会社法人関係

有限会社を株式会社にした
 息子を役員に加えたい
 定款変更したい
 議事録を作してほしい

建設業の一人親方。従業員でもないし、中小事業主でもないの、労働保険がきかない。そうすると、仕事はさせられないと言われた。労災保険に入れるか。
 助成金の手続きをしてほしい
 労働者派遣事業をしたいので、手続きしてほしい

建設業許可関係

建設業許可を取りたい
 経営管理業務責任者が死亡したが、建設業許可はどうなるか
 専任技術者の変更をしたい
 業種追加をしたい

権利義務関係

契約書を作してほしい
 貸していた金を返してくれないので内容証明を作してほしい

外国人の出入国関係

日本での在留資格を取りたい
 妻も一緒に在留したい

賞与支給を済ませられた事業所は、当事務所までご連絡を!

どんなことでも
 お気軽に！
 まずはご相談ください

適正な資格取得を!

アルバイト・パートの中で、週の労働時間が 20 時間以上の働き方をされている人は、雇用保険に加入しなければならない場合があります。
 労働時間・労働日数が、フルタイムの人の 3 / 4 以上となる場合は、原則として社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入義務が生じます。

お早めの相談をお願いします

年末賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除額算出方法

社会保険料の控除額 $\text{標準賞与額} \times \text{健康保険料率} \cdot \text{厚生年金保険料率}$
(標準賞与額 = 賞与総支給額から 1,000 円未満を切り捨てた額)

- 健康保険料率.....
- 介護保険に該当する人 = 1,000 分の 46.65
- 介護保険に該当しない人 = 1,000 分の 41
- 厚生年金保険料率...1,000 分の 76.75

雇用保険料の控除額 $\text{賞与の総支給額} \times \text{雇用保険料率}$

- 雇用保険料率.....一般の事業 = 1,000 分の 6
- 土木・建築他の事業 = 1,000 分の 7

ご不明な点は当事務所までおたずねください

ますます深刻化する

「消された年金問題」

次々見つかる

標準報酬月額の改ざん

政府の発表によると、標準報酬月額のコピーデータ記録1億5000万件のうち、5等級以上も下げられた記録が75万件に上ることが判明しました。

記録改ざんの背景は

標準報酬月額は、厚生年金の支給額を決めるとき基準となる毎月の報酬であり、1〜30の等級に分かれ、どの等級に該当するかで支払う保険料が決まってきます。この標準報酬月額に対して、事業主が過去に遡って報酬を減らしたり、加入期間を短くしたりするのが改ざん行為の代表例です。これらは、社会保険事務所職員と経営状態の苦しい事業主が相談し、改ざんしたケースも多いといわれています。

被害者の救済が急務

最も問題となるのは、被害者の救済です。標準報酬を下げられたまま保険料を納付すると、その従業員は、老後にもらえる年金が減ってしまうこととなります。多くの場合、事業主は報酬を引き下げたことを従業員には隠しており、受給年齢に達するまで年金が減ることに気が付かないことが想定されます。

この問題に関して、報酬の記録を確認したい場合は、社会保険庁の「年金個人情報提供サービス」(<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/>)で照会する、当事務所の調査を依頼するなどの対策を取るとよいでしょう。

駐車違反の反則金を

「社員が自己負担」にできる??

営業マンが駐車違反したら

営業マンが社用車での営業中に駐車違反で摘発されてしまいました。その

会社では駐車料金を支給していないため、やむなく路上駐車したのです。「反則金は自分で払うように」と上司はこの営業マンに言いましたが、問題はないのでしょうか。

改正道路交通法のポイント

改正道路交通法の施行により、2006年6月から駐車違反取締りの民間委託が始まり、同時に短時間の放置車両も摘発対象となりました。短時間駐車を繰り返す営業車の違反が取り締まられるケースも増えているようです。また、介護ヘルパーや訪問看護師などが利用者を車で訪ねた際に、駐車許可証を掲示していたにもかかわらず、厳しく取り締まられてしまうケースなども増加しているようです。

また同法改正では、放置車両における「使用者責任」の拡充も大きなポイントとなっています。違反を摘発しても運転者が出頭せず、車両所有者の会社も誰が運転していたかわからないなどと釈明する例が、これまで多くありました。こういつ逃げ得」をなくすために、運転者が出頭しない場合、使用者に放置違反金の支払いを課す

ことになったのです。

前述の例の場合、運転手である営業マンが出頭しなければ会社に放置違反金が課され、その支払いを拒めば当該車両の車検が受けられなくなりま

問われる企業の使用者責任

企業は、民法の規定により、従業員に対する使用者責任を負っています。すなわち、従業員が不法行為をしないように指導する義務と、不法行為があった場合に代わりに責任を負う義務が生じることがあります。

違法駐車の場合、本来は運転者に支払義務がありますが、上記の例の場合、会社が駐車料金を支給していないため、運転者の不法行為を助長していたとも言えます。また、従業員に駐車場代を負担させていたこと自体も問題と言えます。会社が仕事に必要な措置を講じていなかったと解釈できるからです。この場合は、会社が反則金の一部ないし全額を負担しなければならぬ可能性が高くなってきます。